

日本国憲法の改正手続に関する法律案をめぐる議論 ～ 参議院日本国憲法に関する調査特別委員会の活動経過～

日本国憲法に関する調査特別委員会及び憲法調査会事務局
みやした しげる もろはし くにひこ
宮下 茂・諸橋 邦彦

本稿は、「日本国憲法の改正手続に関する法律案」(第164回国会衆第30号、第164回国会衆第31号。以下「本法律案」という。)等の参議院の委員会における審査の概要、主要な論議等について紹介する¹。

1. 本法律案等提出の経緯

憲法第96条では憲法改正に当たって国民投票の実施を義務付けているが、憲法制定後およそ60年間、手続法は制定されてこなかった。平成12年の衆参両院の憲法調査会設置、平成17年春の両調査会の各議長への報告書提出以降、手続法制定への動きが活発化した。

第163回国会では、衆議院に日本国憲法に関する調査特別委員会が設置され、委員会等で論議が重ねられてきた結果、第164回国会の平成18年5月26日には、自民党、公明党の与党が「日本国憲法の改正手続に関する法律案」(衆第30号)を、民主党が「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」(衆第31号)をそれぞれ衆議院に提出した。両案は多くの点で共通するものとなったが、憲法改正以外の国政上の重要問題を対象とする「国政問題国民投票」の導入を始め、いくつかの点では相違したまま、その後も両案は一本化できなかった。第166回国会の平成19年3月27日に与党から両案に対する併合修正案が、4月10日に民主党から衆第31号に対する修正案がそれぞれ提出され、4月12日の委員会、翌13日の衆議院本会議において、衆第30号と衆第31号は与党修正案に基づいて修正議決された。同日、参議院に送付され、16日の本会議での趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

2. 本法律案等審査の概要

第166回国会の平成19年1月25日に、参議院日本国憲法に関する調査特別委員会が設置された。本法律案は4月16日に委員会に付託され、委員会においては、17日から本法律案を議題とし、発議者、安倍内閣総理大臣等に対する質疑、22名の参考人からの意見聴取を行ったほか、6か所において地方公聴会を開催した。5月8日に、民主党は対案として「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案」(第166回国会参第5号。以下「民主党案」という。)を参議院に提出し、委員会では9日から本法律案と一括して議題とされた。11日、質

疑を終局し、討論の後、本法律案は与党の賛成多数で可決された。この際、自民党、民主党、公明党の共同提案による18項目にわたる附帯決議(後掲資料参照)が付され、菅総務大臣から決議を尊重する旨の発言があった。5月14日の本会議において、討論の後、本法律案は賛成多数で可決され、成立し、18日に公布された。なお、民主党案は審査未了となった。

日本国憲法の改正手続に関する法律案の参議院における審議経過

日付の次の号数は、第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録の号数

開会月日	主な議事内容等
4月16日	本会議における本法律案の趣旨説明
4月17日(第2号)	日本国憲法に関する調査特別委員会における本法律案の趣旨説明。発議者に対する質疑
4月18日(第3号)	発議者に対する質疑
4月19日(第4号)	発議者等に対する質疑
4月23日(第5号)	本法律案について、参考人より意見聴取
4月24日	名古屋市、仙台市において地方公聴会を開催
4月25日(第6号)	発議者等に対する質疑
4月26日(第7号)	発議者に対する質疑
4月27日(第8号)	国民投票とメディア規制について、参考人より意見聴取
5月7日	福岡市、札幌市において地方公聴会を開催
5月8日(第9号)	国民投票運動の規制について並びに両院の在り方及び国民投票の無効訴訟等について、参考人より意見聴取。民主党が対案を参議院に提出
5月9日(第10号)	民主党案の趣旨説明。両案発議者に対する質疑
5月10日(第11号)	投票対象及び最低投票率等について、参考人より意見聴取。さいたま市、横浜市において地方公聴会を開催
5月11日(第12号)	両案発議者、安倍内閣総理大臣等に対する質疑。本法律案について、委員会での質疑を終局し、討論の後、可決。自民党、民主党、公明党の共同提案による附帯決議を行った
5月14日	本会議において、本法律案が可決、成立

[出典：筆者作成]

参考人一覧

月日	意見聴取の主題	参考人等
4月23日	日本国憲法の改正手続に関する法律案	駒澤大学法学部教授竹花光範氏、法政大学教授江橋崇氏、弁護士木村庸五氏、成蹊大学法学部非常勤講師福井康佐氏
4月27日	国民投票とメディア規制	社団法人日本新聞協会(3名)、社団法人日本雑誌協会(3名)、社団法人日本民間放送連盟(1名)、日本放送協会(1名)
5月8日	国民投票運動の規制	駒澤大学法学部教授西修氏、ジャーナリスト・「国民投票・住民投票」情報室事務局長今井一氏、早稲田大学社会科学総合学院教授西原博史氏、弁護士・日本労働弁護団会長宮里邦雄氏
	両院の在り方及び国民投票の無効訴訟等	立教大学大学院法務研究科教授・弁護士鈴木利治氏、慶應義塾大学教授・弁護士小林節氏、上智大学法科大学院教授高見勝利氏、専修大学名誉教授隅野隆徳氏
5月10日	投票対象及び最低投票率等	法政大学法学部教授五十嵐敬喜氏、東京慈恵会医科大学教授小澤隆一氏

[出典：筆者作成]

3. 本法律案の概要等

本法律案は、憲法第96条に定める憲法改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行おうとするものであり、その概要は以下のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律案の概要

国民投票の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民投票の対象は、憲法改正に限定する [第 1 条] ・ 憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票（いわゆる予備的国民投票）に関し、必要な措置を講ずる [附則第12条]
国民投票の期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会が発議した日から60日以後180日以内において、国会が議決した日 [第 2 条第 1 項]
投票権者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満18歳以上の日本国民は投票権を有する [第 3 条] ・ 本法公布後 3 年間に、公職選挙法、民法等の法令について必要な措置を講じる [附則第 3 条第 1 項] ・ 法令上の措置が講ぜられるまでは、投票権者は満20歳以上の日本国民 [附則第 3 条第 2 項]
国民投票広報協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報協議会を国会に設置する [第11条、第151条による改正国会法第102条の11] ・ 広報協議会は両議院の議員各10名で構成する [第12条第 2 項] ・ 委員は各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任するが、反対会派からも委員を選任できるようにできる限り配慮する [第12条第 3 項] ・ 広報協議会は、国民投票公報の原稿の作成、憲法改正案の要旨の作成、国民投票運動のための広告放送及び新聞広告に関する権限に属する事務を行う。憲法改正案、要旨等の記載等は客観的かつ中立的に行うとともに、賛成意見、反対意見の記載等は公平かつ平等に扱う [第14条、第106条第 1 項、同第 2 項、同第 3 項、第107条第 1 項、同第 2 項、同第 3 項] ・ 国民投票公報は、投票期日の10日前までに有権者に配布する [第18条第 4 項]
投票方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投票用紙に印刷された賛成、反対の文字のいずれかを囲んで をつける [第57条第 1 項] ・ × や二重線による意思表示も有効と認める [第81条] ・ 賛成投票の数が賛成票と反対票の合計（投票総数）の 2 分の 1 を超えた場合は、憲法改正について国民の承認があったものとする [第98条第 2 項、第126条第 1 項]
国民投票運動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民投票運動と罰則に関する規定の適用に当たっては、憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない [第100条] ・ 投票事務関係者、中央選挙管理会委員等の国民投票運動の禁止 [第101条、第102条] ・ 公務員等、教育者の地位利用による国民投票運動を禁止するが [第103条]、罰則は設けない ・ 一般放送事業者等は、放送法第 3 条の 2 第 1 項（政治的公平などの編集準則）の趣旨に留意する [第104条] ・ 有料広告放送は投票日前14日間は禁止するが [第105条]、罰則は設けない ・ 政党は一定の無料の放送・新聞広告を行うことができ、賛否双方の政党に同等の利便が提供される [第106条第 4 項、同第 5 項、同第 6 項、第107条第 4 項、同第 5 項] ・ 政党が指名する団体も無料広告の一部を行える [第106条第 7 項、第107条第 6 項] ・ 組織的多数人買収及び利害誘導罪を規定する [第109条] ・ 本法公布後 3 年間に、公務員が行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、公務員の政治的行為の制限について定める国家公務員法等について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる [附則第11条]
国民投票無効訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提訴期限は結果告示日から30日以内で、初審裁判所は東京高等裁判所とする [第127条] ・ 結果に異動を及ぼすほどの手続違反があった場合のみ、裁判所は無効を判決する [第128条] ・ 訴訟の提起があっても、国民投票の効力は停止しない [第130条]
国会法改正事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員が憲法改正原案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要する [第151条による改正国会法第68条の 2] ・ 発議に当たっては、内容において関連する事項ごとに区分して行う [第151条による改正国会法第68条の 3] ・ 両院協議会規定を置く [第151条による改正国会法第86条の 2] ・ 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査する機関として、憲法審査会を衆参各議院に設置する [第151条による改正国会法第102条の 6] ・ 憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができる [第151条による改正国会法第102条の 7] ・ 各議院の憲法審査会は合同審査会を開くことができ、合同審査会は各議院の憲法審査会に報告することができる [第151条による改正国会法第102条の 8] ・ 本法公布後 3 年間は、憲法改正原案の発議、憲法審査会における審査は行わない [附則第 4 条]
本法の施行期日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本法の規定のうち、国民投票の実施に関する部分は、公布日から起算して3年を経過してから、また、国会法の一部改正の部分は、公布日以後初めて召集される国会の召集の日から、それぞれ施行する [附則第 1 条]

〔出典：筆者作成〕

なお、民主党案は本法律案と多くの点で共通しているが、相違点としては、投票結果が国等を拘束しない、いわゆる諮問的な国政問題国民投票を含むこと（第1条、第137条）、本法律案のような法令整備を条件とせず、公布の3年後から満18歳以上の日本国民は投票権を有すること（第3条）、公務員に政治的行為の制限等に関する規定を適用しないこと（第101条）、有料広告放送は憲法改正案の発議日以降禁止すること（第106条）等が挙げられる²。

4. 両案の主要な論議

(1) 与党と民主党の間で対立が見られた論点

国民投票の対象 民主党からは、主権者である国民の意思が直接表明されるような直接民主制的な一般法を作り、国会の機能を補完するため、国会が国民にその意思を直接に諮問する国政問題国民投票制度を準備しておく必要がある旨の意見が述べられた（3号6頁）³。これに反対する立場から、本法律案の発議者（以下「発議者」という。）は、国政問題国民投票は諮問的であるとしても、事実上、投票結果が国家意思の形成を拘束する可能性があるため、憲法の原則である議会制民主主義の根幹にかかわる旨、法的拘束力を持つ憲法改正国民投票と諮問的な国政問題国民投票を同じ枠組みで制度設計することが適切か否かについては議論がある旨説明した（2号3頁）。

投票権者の年齢 本法律案は、衆議院における当初案では投票権年齢を20歳以上としていたが、これを修正して18歳以上とした。この点について、発議者は、選挙権年齢の世界標準は18歳である旨（2号13頁）、少子高齢化の中で、若い世代の意見を聴き、若い世代が責任を負うべきである旨（3号35頁）、どの法律を改正するかについて早期に確定し、3年以内の法整備を確実に行う旨（10号24頁）、義務教育や高校教育においても憲法及び政治について公正中立な教育が必要である旨（2号18頁）答弁した。民主党案発議者は、本法律案の場合は関連法も改正されなければ、公布から3年を経過しても投票権年齢が18歳以上となっていない可能性がある旨指摘した（10号24頁）。この懸念に対して、安倍内閣総理大臣は、政府も関連法を総合的に検討し、必要な法制上の措置を確実に講ずる旨答弁した（12号（その1）15頁）。

公務員の政治的行為の制限 発議者は、公布後3年間の検討で、公務員でも自由にすべき行為と、公務員の政治的中立に抵触する疑いが生じるので規制すべき行為とを切り分けていく旨（2号7頁）、民主党案のように、国民投票運動における公務員の政治的行為の制限について、その適用を全面的に除外した場合には、公務員が投票運動の際に特定の政党を支持する行為等を禁止できなくなる旨（10号12頁）指摘した。

有料広告放送の投票日前14日間禁止 民放連の参考人からは、投票直前においては国民の関心が最も高まり、また、放送メディアが国民にとって情報取得の重要な手段であるため、これらを利用した広報活動の一切の禁止は国民の正しい判断を著しく損なうことになるとして（8号4頁）、また、委員からも、インターネットでも動画が

配信されるが、これはテレビと同様であるのに規制されないとして（7号16頁）、反対する意見があった。これに対して、発議者は、有料広告放送を投票日前14日間禁止する理由として、有料広告を放送するためには相当の資金が必要であることから、資金力により有料広告放送の内容・量とも格差が生じる旨（3号27頁）、民主党案のように憲法改正案の発議日以降禁止とすると広告主の表現の自由が過度に制限される旨（3号28頁）、扇情的な広告が放送された場合には冷却期間が必要である旨（3号29頁）等を挙げた。民主党案発議者は、発議日以降禁止する理由として、期日前投票が投票期日2週間前から始まっている点を挙げた（10号2頁）。

（2）その他の論点

憲法審査会 憲法改正原案の審査権限を持つ憲法審査会の常設は、硬性憲法の本質から許されないとする旨の意見があった（3号26頁）。これに対して、発議者は、憲法審査会の役割は憲法改正の必要性という基本を議論することであり、憲法改正に必ずしも直結するわけではない旨（同上）、憲法改正原案に関して公聴会開催を義務付ける旨、請願審査の実質化を図る旨、請願の内容を憲法改正原案に反映すればイニシアチブを実質的に実現できる旨（12号（その1）21頁）答弁した。

合同審査会 後議の院の議決の前に合同審査会が勧告する場合には、先議の院の意思が後議の院に押し付けられ、二院制の趣旨に抵触する旨の意見が述べられた（2号14頁）。しかし、発議者は、合同審査会は両院の憲法審査会による共通の議論の場として設置されるため、合同審査会の勧告は尊重されるべきであるが、法的拘束力はない旨（2号11頁）、合同審査会の勧告は、合同審査会の議論の成果を両院の憲法審査会に反映するためのものであり、各院の独立性を損なうものではない旨（7号9頁）答弁した。また、委員からは、憲法改正原案の論点整理等について衆参両院が協力する場として、合同審査会を活用すべきである旨の意見が述べられた（3号5頁）。

公布後3年間の調査 本法律案は、公布後3年間は憲法改正原案の発議、憲法審査会における審査を行わないとしているが、この凍結期間中に憲法審査会、合同審査会が行い得る活動内容について意見が交わされた（7号13頁）。その中で、発議者からは、凍結期間中に憲法審査会が憲法改正原案の要綱や骨子をまとめることは不可能ではないかとした一方で（12号（その1）29頁）、要綱や骨子をまとめることは調査であり、凍結期間中における憲法審査会の権限の範囲内であるため、法的には可能と考えられる旨（同上）、凍結期間中でも合同審査会は開かれ得る旨（10号9頁）の答弁があった。

発議の方式（一括か、個別か） 発議者は、項目ごとに個別に民意を問うこと、相互に矛盾のない憲法体系とすることの2つの要請にこたえるために、発議方式を「内容において関連する事項ごと」とした旨（7号9頁）説明した。例えば、自衛隊の存在の明文化と環境権の新設のような一括は絶対に行ってはならない（4号19頁）、全面的改正の場合においても、内容において関連する事項ごとに区分して発議する（2

号16頁)と述べた。なお、関連事項の基準については、国会議員による議論を通して適切に判断すべきである旨答弁した(2号17頁)。

白票の票数の公表 白票を投じること、賛否を決めかねている投票者の意思表示であるため、白票の票数を公表すべきであるとの意見があり(7号14頁)、発議者も、その公表の検討を約した(同上)。

最低投票率 最低投票率設定に対する関心が特に高まったのは、平成19年4月17日付の朝日新聞が、世論調査によれば79%の国民が最低投票率を必要と考えていると報道してからである。

一方、両案はいずれも、最低投票率の規定を置いていない。その理由として、発議者は、ボイコット運動を誘発する旨、憲法第96条に規定のない最低投票率の設定には憲法上の疑義が生じる旨(2号6頁)、最高裁判所裁判官国民審査法で裁判官の罷免について最低投票率を定めているが、これは国民審査に関する事項を法律に授権すると憲法第79条で定めているため可能であり、そもそも法律に授権していない憲法第96条とは事情が異なる旨(3号18頁)、国民の関心が低い問題について憲法改正が困難になる旨(3号9頁)等を挙げた。これに対して、民主党案発議者は、最低投票率の具体的な数値を検討する余地がある旨述べた(10号18頁)。

しかし、最低投票率設定に賛成する意見は多く述べられた。賛成する理由としては、硬性憲法下では少数による憲法改正は許されない旨(3号9頁)、憲法改正原案の発議についての両院協議会、最低投票率のいずれも憲法第96条において規定されていないにもかかわらず、両院協議会については本法律案で規定し、最低投票率については本法律案で規定できないとすることは矛盾している旨(4号15頁)、憲法改正において有権者の過半数が賛成することが必要であると考えられる場合には、最低投票率についての議論はそもそも必要ない旨(3号24頁)等が挙げられた⁴。

公務員等、教育者の地位利用による国民投票運動の禁止 地位利用の禁止規定に反対する立場から、禁止規定は憲法上の根拠が明らかではない(12号(その1)31頁)、地位利用及び国民投票運動の概念があいまいである(10号13頁)等の意見が述べられた。これに対して、発議者は、公務員には職務の公平性が求められていることや、教育者と公務員は社会的な影響力を及ぼし得るため、地位利用による投票運動を禁止する必要があると答えた(6号(その1)5頁)。一方、大学教授について地位利用に当たらない例として、地域の学習会における勧誘、テレビ・雑誌等における有識者としての勧誘、法学部の教授が他学部の学生に勧誘すること等を挙げ、次に大学教授以外の教員について地位利用に当たらない例として、地域の学習会における勧誘、休日に学区外で肩書を示さない勧誘等を挙げ、地位利用は規制されるが、単なる意見表明は規制されない(12号(その1)20頁)、地位利用に当たる場合には、罰則ではなく懲戒処分に対応することになる(2号7頁)と説明した。

組織的多数人買収罪 組織的多数人買収罪における多数の意味が状況により異なる

場合には、混乱が発生する危険があるとの意見があった（6号（その1）8頁）。しかし、発議者は、組織的多数人買収罪は買収罪の中で特に悪質で許し難いケースであり、総合的に判断する必要があるため、多数が何人であるか具体的に明記することは難しい旨答弁した（同上）。

国政選挙との同時実施 委員からは、国政選挙と国民投票を同時に実施し得ることは憲法第96条で規定されており、投票率向上や経費の節約の観点からも望ましく、同時実施を排除すると内閣総理大臣の解散権まで制約するのではないかとの意見が述べられた（2号17頁）。しかし、発議者は、同時実施を想定していない理由として、国政選挙と国民投票ではその規制が異なり、同時実施すると混乱を招くことを挙げた（2号18頁）。また、憲法改正案の発議後に選挙が行われる可能性もあるため、第108条で政治活動との調整規定を置いたと答弁した（12号（その1）25頁）。

国民投票広報協議会委員の会派別割当て 少数派の委員がいても運営方法は最終的に3分の2以上の多数決で議決される旨（10号6頁）、広報協議会は公正中立な機関とすべきであり、委員も憲法改正原案に対する賛成派と反対派を同数とすべきである旨（6号（その1）17頁）意見があった。これに対して、発議者は、広報協議会が国会に国会議員を委員として設けられる組織である以上、会派所属議員数の比例による委員配分が基本である（同上）、反対会派からの委員選任への配慮とは、反対各会派から1人ずつではなく、反対会派全体の中から少なくとも1人の委員を割り当てることである（12号（その1）23頁）と答弁した。

国民投票の広報 発議者は、国民投票公報は、法定の10日前より早めて期日前投票開始までに配布することが望ましい（2号18頁）、国民投票広報協議会の議決があれば、インターネットによる広報も可能である（2号19頁）と答弁した。

無料広告 発議者は、政党が指名する団体も無料広告を行い得ると定めた点について、政党と一定のつながりがある市民にも無料広告を開放することにより、多様な視点からの広報、国民投票運動を期待している旨説明した（4号31頁）。

報道機関の規制の在り方 放送法第3条の2第1項への留意規定のみにより、報道機関の公正中立が保てるか否かは疑問であり、フランス及びイタリアの例に倣い、公的な専門機関が監視に当たるべきではないかとの意見があった（7号11頁）。一方で、民放連の参考人からは、偏らない放送を心掛けることは放送事業者として当然のことであり、留意規定は不要であるとの意見も述べられた（8号4頁）。これに対して、発議者は、留意規定は、新たな法規制ではなく、放送事業者に自主的に公正中立を保つよう求めるものであると答弁した（2号8頁）。

終わりに

第167回国会から、本法に基づき衆参両院で憲法審査会が発足し、凍結期間である3年間は、憲法に関する調査等を行うことになる。

【資料】 附帯決議

日本国憲法の改正手続に関する法律案に対する附帯決議

- 一、国民投票の対象・範囲については、憲法審査会において、その意義及び必要性の有無等について十分な検討を加え、適切な措置を講じるように努めること。
- 一、成年年齢に関する公職選挙法、民法等の関連法令については、十分に国民の意見を反映させて検討を加えるとともに、本法施行までに必要な法制上の措置を完了するように努めること。
- 一、憲法改正原案の発議に当たり、内容に関する関連性の判断は、その判断基準を明らかにするとともに、外部有識者の意見も踏まえ、適切かつ慎重に行うこと。
- 一、国民投票の期日に関する議決について両院の議決の不一致が生じた場合の調整について必要な措置を講じること。
- 一、国会による発議の公示と中央選挙管理会による投票期日の告示は、同日の官報により実施できるよう努めること。
- 一、低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないよう、憲法審査会において本法施行までに最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること。
- 一、在外投票については、投票の機会が十分に保障されるよう、万全の措置を講じること。
- 一、国民投票広報協議会の運営に際しては、要旨の作成、賛成意見、反対意見の集約に当たり、外部有識者の知見等を活用し、客観性、正確性、中立性、公正性が確保されるように十分に留意すること。
- 一、国民投票公報は、発議後可能な限り早期に投票権者の元に確実に届くように配慮するとともに、国民の情報入手手段が多様化されている実態にかんがみ、公式サイトを設置するなど周知手段を工夫すること。
- 一、国民投票の結果告示においては、棄権の意思が明確に表示されるよう、白票の数も明示するものとする。
- 一、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないよう特に慎重な運用を図るとともに、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること。
- 一、罰則について、構成要件の明確化を図るなどの観点から検討を加え、必要な法制上の措置も含めて検討すること。
- 一、テレビ・ラジオの有料広告規制については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な努力を尊重するとともに、本法施行までに必要な検討を加えること。
- 一、罰則の適用に当たっては、公職選挙運動の規制との峻別に留意するとともに、国民の憲法改正に関する意見表明・運動等が萎縮し制約されることのないよう慎重に運用すること。
- 一、憲法審査会においては、いわゆる凍結期間である三年間は、憲法調査会報告書で指摘された課題等について十分な調査を行うこと。
- 一、憲法審査会における審査手続及び運営については、憲法改正原案の重要性にかんがみ、定足数や議決要件等を明定するとともに、その審議に当たっては、少数会派にも十分に配慮すること。
- 一、憲法改正の重要性にかんがみ、憲法審査会においては、国民への情報提供に努め、また、国民の意見を反映するよう、公聴会の実施、請願審査の充実等に努めること。
- 一、合同審査会の開催に当たっては、衆参各院の独立性、自主性にかんがみ、各院の意思を十分尊重すること。右決議する。

- 1 本法律案提出の経緯、衆議院での論議等についての概要は、岩波祐子「憲法改正国民投票法案～日本国憲法の改正手続に関する法律案～」『立法と調査』267号（平19.4）109頁以下を参照されたい。
- 2 衆第31号修正案に追加した規定として、憲法改正原案の一事不再議原則（第154条による改正国会法第68条の3第2項）と、各議院の憲法審査会の会長が合同審査会の経過及び結果をそれぞれの審査会に報告しなければならないこと（第154条による改正国会法第102条の8第2項）が挙げられる。
- 3 第166回国会参議院日本国憲法に関する調査特別委員会会議録の号数、頁数。以下も同様である。
- 4 福井康佐参考人（成蹊大学法学部非常勤講師）は、「民意のパラドックス」が発生するおそれがあるとして（5号7頁）、最低投票率設定に消極的な意見を述べた。「民意のパラドックス」とは、例えば、最低投票率を40%と設定すると、投票率35%、賛成率80%の場合は否決され、投票率40%、賛成率60%の場合は可決される。しかし、前者の有権者中の賛成率は28%、後者の賛成率は24%となる。このように、最低投票率の設定により、否決された場合が可決された場合よりも賛成率が高くなるという不合理が起り得ることを言う。